

消 食 表 第 7 1 1 号
令 和 7 年 1 0 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 食品表示担当部（局）長 殿

消 費 者 庁 食 品 表 示 課 長
(公 印 省 略)

機能性表示食品の届出等に関する手引き及び
機能性表示食品に関する質疑応答集の一部改正について

機能性表示食品に係る関係法令については、令和7年10月1日付けで食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第88号）を公布し、食品表示基準第9条第1項第8号ロの機能性関与成分以外の成分を強調する用語に関する表示禁止事項の規定について、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同等に容器包装上に表示することができるように見直す改正を行った。

当該改正等を踏まえ、「機能性表示食品の届出等に関する手引き」（令和7年3月25日付け消食表第273号。以下単に「手引き」という。）及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」（令和7年3月25日付け消食表第274号。以下単に「質疑応答集」という。）を見直し、それぞれ、別添の新旧対照表のとおり一部改正した。

ついては、本件について、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知をお願いする。

記

○手引きの主な改正内容

- (1) 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第88号）を踏まえ、（VI）様式第 6 号第 1 （3）⑯の表示禁止事項等に関する記載を修正した。
- (2) （XII）届出に係る資料の第 1 様式第 1 号の（1）様式 I の「■事業者団体等の確認を経た届出である場合」の項目に関して、機能性表示食品の届出データベース上、該当する項目がないことを踏まえ、手引きの記載からも同様に削除した。

なお、事業者が「事業者団体などが確認したことが分かる資料」についてデータベース上に添付したい場合は、様式 I 「■届出に当たっての確認」の「・その他添付ファイル（非公開）」に添付することは差し支えない。

○質疑応答集の主な改正内容

- (1) 機能性表示食品の届出等告示※（令和 6 年内閣府告示第35号）の様式第 5 号（機能性に係る事項）及び様式第 7 号（自己点検等報告）に関する内容について、届出事業者より質問を多数受け付けているため、様式第 5 号について 2 問、様式第 7 号について 1 問追加した。

※食品表示基準第 2 条第 1 項第10号イの別表第26の 1 の項から 6 の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号ロの別表第27の 2 の項第 8 号の規定及び 4 の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示

- (2) 専門家に意見を聴く仕組み及び食品表示基準別表第27に関する内容について、詳細な運用の部分について、その他の項目に 3 問追加した。